

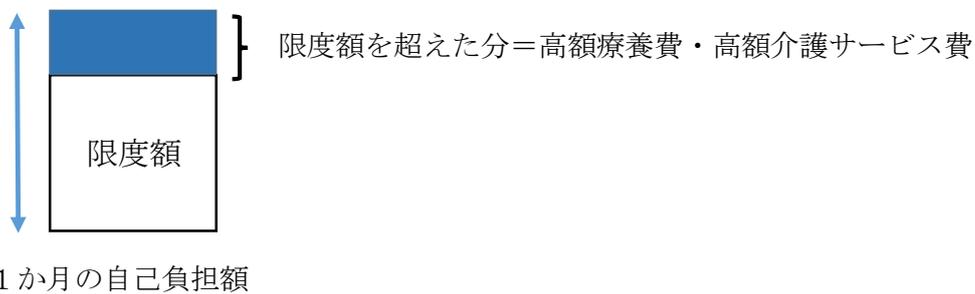
【制度について】

●高額療養費

医療に係る費用の一部は加入者が負担しますが、1か月の支払合計額が自己負担限度額を越えた場合は、超えた分が「高額療養費」として申請等により払い戻されます。
(限度額までの支払いとなる制度もあります。)

●高額介護サービス費

介護サービス費用の一部は利用者が負担しますが、1か月の支払合計額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として申請により払い戻されます。



●高額医療・高額介護合算制度

高額療養費・高額介護サービス費のほか、医療分と介護分の自己負担額を合計して年額（毎年8月から翌年7月分まで）で限度額が設けられており、その限度額を超えた分は「高額医療・高額介護合算制度」により、申請のうえ払い戻されます。

①高額療養費を除いた

医療保険での1年分の自己負担額

②高額介護サービス費を除いた

介護保険での1年分の自己負担額

